

第二条 第六号	県内の介護納付金課税被保険者	県内の介護納付金課税一般被保険者
第三条	平均介護納付金課税被保険者数	平均介護納付金課税一般被保険者
	被保険者	一般被保険者

附則第三項から第五項までを削る。
 附則
 この規則は、公布の日から施行し、平成二十年度分の調整交付金から適用する。

告 示

秋田県告示第六十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第一項の規定に違反して、秋田港の港湾区域及び港湾隣接地域の放置等禁止区域内に放置された、所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）が不明な船舶を、同法第五十六条の四第二項の規定により撤去し、同条第三項の規定により保管したので、当該船舶を所有者等に返還するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年二月十日

本荘港港湾管理者

秋田県知事 寺田典城

- 一 船舶の名称又は種類、形状、数量及び放置場所
別表のとおり
- 二 当該船舶を撤去した日時
平成二十一年一月八日 午前 八時
- 三 船舶の保管を始めた日時及び保管の場所
平成二十一年一月八日 正午
保管場所 由利本荘市水林地内 水林船揚場
- 四 返還期限
平成二十一年七月八日

番号	名称又は種類	形状等	数量	放置場所	備考
海王星号	×長さ7.2m ×幅2.3m			由利本荘市水林地内	船舶番号 2440-

一	Volvo PENTA	長さ5.8m ×幅2.4m 水色/赤色	由利本荘市水林地内 水林船揚場	「成年」 記載あり	6496
二	モーター	長さ5.8m ×幅2.4m 赤色(上部) 白色(下部)	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
三	モーター	長さ3.5m ×幅1.5m 白色(内) 白色(外)	由利本荘市水林地内 水林船揚場	[H1] [CRAFT] [27] 記載あり	
四	モーター	長さ4.4m ×幅1.5m 白色(上部) 黄白色(下部)	由利本荘市水林地内 水林船揚場	[P1] 「本荘」 記載あり	
五	Edai Craft	長さ4.4m ×幅1.5m 黄白色/赤色 (ライン)	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
六	モーター	長さ5.5m ×幅1.6m 白色(船体) 青色(船底)	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
七	モーター	長さ3.2m ×幅1.3m 白色	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
八	モーター	長さ5.5m ×幅1.8m 白色(上部) 青色(下部)	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
九	モーター	長さ4.4m ×幅1.7m 白色	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
十	モーター	長さ5.7m ×幅1.7m 白色(船体) 青色(ライ)	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
十一	モーター	長さ4.1m ×幅1.5m 白色	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
十二	モーター	長さ5.6m ×幅1.5m 白色	由利本荘市水林地内 水林船揚場		

十三	ボート	×長さ1.7m ×幅1.7m 白色(外部) 青色(内部)	水林地内 水林船揚場	「本荘市」 記載あり
----	-----	---------------------------------------	---------------	---------------

秋田県告示第六十四号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年二月十日

秋田県知事 寺田典城

売りさばきを廃止する者の住所及び氏名	山本郡三種町鹿渡字町後二百七十番地 秋田やまもと農業協同組合	売りさばき場所	山本郡三種町鹿渡字町後二百七十番地(本店)	廃止年月日	平成二十一年一月二十九日
--------------------	-----------------------------------	---------	-----------------------	-------	--------------

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あきたスグッチファンド
- 三 代表者の氏名
鈴木 胡桃
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市
- 五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県内において地域問題の解決をめざすNPO等の市民活動団体に対して、市民、企業をはじめとする民間団体および行政の拠出資金を容易に提供できるシステムを構築

するとともにそれぞれの活動の相談・コンサルティングを行う。

また、NPO等の市民活動団体の事業や組織運営を支援すること、市民や他のセクターとの協働による地域課題の解決がより活発化し、市民自らが社会的問題解決の当事者であり支援者であるという意識の醸成を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄